


報道機関各位

平成31年1月29日（火）配付

項 目	「消費税・地方消費税の軽減税率制度説明会」の開催について
配付資料	軽減税率制度説明会開催のお知らせ（リーフレット）
内 容	<p>2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、消費税・地方消費税の軽減税率制度が実施されます。</p> <p>道では、軽減税率制度の円滑な実施を図るため、国（札幌国税局）と共催で、説明会を次のとおり開催します。</p> <p>1 開催日：平成31年2月22日（金）</p> <p>2 開催時間 (1) 1回目：11：00～12：00 (2) 2回目：14：00～15：00 ※ 定員は各100名（参加無料）、どの時間帯も説明内容は同じです。</p> <p>3 開催場所：オホーツク総合振興局 3階 講堂（網走市北7条西3丁目）</p> <p>4 説明内容 軽減税率制度の概要、制度実施後の帳簿・請求書の記載方法、中小事業者への支援措置、事例紹介</p> <p>5 参加申し込み 参加をご希望の方は、事前の登録が必要ですので、FAX又は専用サイトからお申し込みください。</p> <p>(1) 受付期間：2月1日（金）から2月18日（月）まで (2) 受付窓口：北海道総務部財政局税務課（TEL：011-204-5062） (3) 説明会申込書：オホーツク総合振興局税務課ホームページに掲載。 http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/zim/index.htm</p> <p>【申し込み】 ◆FAX：011-232-3798 ◆申し込み専用サイト https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=fU9wcv00</p>
報道（取材）に当たって	消費税・地方消費税の軽減税率制度は、全ての事業者が対象であることから、軽減税率制度の円滑な実施のためにも、積極的な報道についてご協力をお願いします。
担 当	オホーツク総合振興局 税務課長 藤井 将弘 （主査（軽油引取税） 大森 啓嗣） 電話番号：0152-41-0611（直通） FAX番号：0152-44-6593 

消費税・地方消費税の軽減税率制度説明会開催のお知らせ

主催：北海道 共催：札幌国税局

開催日

2 / 22 (金)

時間

① 11:00～12:00

② 14:00～15:00

定員：各 100 名 (参加無料)

- ・どの時間帯も説明内容は同じです。
- ・会場の収容人数には限りがありますので、満席の際には入場できない場合がございます。

**会場：オホーツク総合振興局
3階 講堂
網走市北7条西3丁目**



【アクセス】

- ・JR 網走駅から徒歩 12 分

《説明内容》

- 軽減税率制度の概要
- 制度実施後の帳簿・請求書の記載方法
- 中小事業者への支援措置
- 事例紹介

参加をご希望の方は、事前の登録が必要です。FAX 又は専用サイトからお申し込みください。

【受付期間】 2月1日(金)から2月18日(月)まで

【受付窓口】 北海道総務部財政局税務課 TEL:011-204-5062

FAX : 011-232-3798

専用サイト : <https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=fU9wcv00>



消費税・地方消費税の軽減税率制度説明会申込書(2月22日開催)

希望時間	①11:00～12:00	名	②14:00～15:00	名
住所				
事業所名	TEL			

北海道総務部財政局税務課 FAX:011-232-3798